

平成24年第1回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

日時 平成24年3月6日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 な し

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教育長職務代行	久 保 茂 樹		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	吉 岡 勉
理事(事業部門)	山 崎 文 生		
総合政策課長	堀 川 雅 央	総 務 課 長	中 野 彰 宏
税 務 課 長	喜 多 君 美 代	住 民 課 長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あ さ み	人権同和对策課長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上下水道課長	北 門 康 幸
会 計 室 長	吉 村 良 昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第 2 号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

日程第 5 議案第 3 号：特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 4 号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 5 号：安堵町営住宅設置条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 6 号：安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 7 号：安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 8 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について

日程第 11 議案第 9 号：平成 23 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）
について

日程第 12 議案第 10 号：平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第 5 号）について

日程第 13 議案第 11 号：平成 24 年度安堵町一般会計予算について

日程第 14 議案第 12 号：平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

日程第 15 議案第 13 号：平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について

日程第 16 議案第 14 号：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計予算について

日程第 17 議案第 15 号：平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算に
ついて

日程第 18 議案第 16 号：平成 24 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 19 議案第 17 号：平成 24 年度安堵町水道事業会計予算について

日程第 20 議案第 18 号：本町公共下水道施設を大和郡山市住民の使用に供することにつ
いて

日程第 21 報告第 1 号：平成 24 年度安堵町土地開発公社予算の報告について

日程第 22 平成 23 年度定期監査報告について

.....

開 会 午前 10 時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員 10 名です。

定足数に達していますので、平成 24 年第 1 回安堵町議会定例会を開会します。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

平成 24 年第 1 回安堵町議会定例会を開催いたしましたところ、議員皆様方におかれましては何かとお忙しいところではございますが、御出席を賜りましてありがとうございます。また、平素は、議員の皆様方には町行政について格別の御高配を賜っておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成 24 年度一般会計予算案、各特別会計予算案をはじめとする多くの案件を上程いたしております。議員皆様方の御審議をお願いするにあたりまして、新年度予算における重点施策を中心に所信の一端を申し述べ、議員皆様方をはじめ住民各位の御理解と御協力をお願い申し上げるところでございます。

さて、我が国の情勢は、ギリシャ政府の財政破綻に端を発するヨーロッパ諸国の経済不況の影響を受け、昨年末には持ち直しつつあった個人消費でも限りが見えてきており、世界と国内の経済・金融情勢が不安定な上にエネルギー事情も不安であり、景気の先行きは一段と不透明感が増しております。加えて昨年は、東日本大震災や紀伊半島大水害により大きなダメージを受け、またそれ以外にも、沖縄米軍基地移転問題、TPP 参加問題等の諸問題が山積しております。しかし一方では、2011 年女子サッカーワールドカップにおいて、なでしこジャパンがアジア代表チームとして初優勝するなど、明るい話題もございました。しかし、総じて経済の先行きも視界不良が今後も続きそうでございます。こうした中、国におきましては、東日本大震災からの復旧・復興計画、経済の活性化、暮らしの向上の 3 本柱を政策課題として日本再生に全力で取り組み、併せて、地域主権改革を確実に推進するため、一般会計予算規模では 90 兆 3,339 億円が計上されております。

また、国から地方への一般歳出は 66 兆 4,600 億円程度で、本年度より 3,700 億円程度減額がされております。しかし、地方交付税においては総額 17 兆 4,545 億円となり、本年度より 811 億円程度の増額となっております。これと併せて、特別枠、東日本大震災復旧・復興事業分として 2 兆 4,655 億円。緊急防災・減債事業分として 6,300 億円ほど計上されているところでもございます。

一方、地方公共団体におきましては、地域主権改革を確実に推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称第 1 次一括法が平成 23 年 5 月に、第 2 次一括法が 8 月に公布され、平成 24 年度より段階的に施行されます。これに伴う対応や雇用対策、子育て支援対策等の継続的な取組、社会保障費の自然増への対策等、取り組まなければならない問題が山積する一方、経費全般について徹底した節減合理化に引き続き努め、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、住民との対話の中で自主的に行政改革に取り組むことが求められているところでございます。

そして、我が安堵町におきましては、平城遷都 1300 年の記念祭を契機に発足した安燈会や、一昨年より開催された盆踊り大会などの様々なイベントが住民の皆様方の企画立案、実施運営により行われ、住民参画のまちづくりが根づいてまいりました。また、次年度におきましては、コミュニティバスの運行や西名阪自動車道のスマートインターチェンジの部分開通、そして、民間事業者による商業施設の誘致など、利便性の向上と産業の発展に繋がるような積極的なまちづくりに取り組もうとしております。

また、ワクチンの助成等の健康面の向上、本町が誇る歴史的・文化的な資産の掘り起こしや維持に努め、これを活用した交流人口の増加を目指した施策の展開に努力してまいりたいと考えているところでございます。

このような方針の下で、次年度の本町の予算、歳入におきまして、地方交付税 13 億 4 千万円を計上。前年度とは増減なしとなっております。しかし、国、県補助負担金等特定財源におきましては、実施事業の減により 2 千万円ほどの減額となっております。

また、依然として一般財源の増収は期待できない状況であり、財源の確保は誠に厳しい状態であります。町税収入におきましては、経済対策による回復は期待されているものの依然景気の低迷により、次年度の町税予算額は 7 億 2,937 万 9 千円で、前年度比マイナス 758 万円、1.03%の減となっております。町民税については増収となる見込みですが、固定資産税や町たばこ税が減収となる見込みでございます。

次に歳出でございますが、法の改正等に基づく経費は優先的に計上し、経常経費においては極力抑制に努めながらも、住民サービスの低下にならないよう精査し、臨時的経費については優先順位を考え予算計上いたしたところでございます。

結果的に、歳入歳出の均衡を図るため、臨時財政対策債 1 億 5,400 万円を計上するとともに、平成 22 年度が黒字決算となったことによる繰越金 5,142 万 6 千円で予算の確保に努めたところでございます。また、当初予算では財政調整基金はそのまま温存できる予定でございます。

以上申し上げました平成 24 年度の一般会計予算の規模は 28 億 4 千万円で、前年度予算に対しまして 9 千万円の減で 3.07%の減となっております。また、一般会計、特別会計予算を合計いたしますと、46 億 4,837 万 2 千円となり、前年度比 1 億 827 万 8 千円 2.28%の減でございます。

それでは、新年度予算の主要施策の概略を御説明させていただきます。

昨年も、皆が参画するまちづくりを目指し、心のかようまちづくりとしてタウンミーティングを開催し、それぞれの地域が抱える諸問題や将来展望について意見交換をいたしました。9 箇所の地域で開催し、議員の皆様をはじめ、述べ 292 名の出席者を数え、合計 166 件もの意見・要望等が積極的に交わされたところでございます。厳しい財政状況にあって、直ぐに全てを実施できるものではありませんが、可能なものにつきましては、順次計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

まず 1 番目に、議会費でございます。

本年度は議員年金制度の廃止に伴い、議員共済組合負担金が一時的に巨額となったことによる 3 千万円程度を計上いたしておりましたが、次年度は通常ベースに戻る予定で、この分は削減をさせていただいております。

2 番目に、総務費でございます。

本年度より進めておりましたコミュニティバスの本格稼働についての所要額、また、長期的展望に立ち経費の節減に向けた取組として、基幹業務電算システムのクラウド化。これはインターネットを利用した共同利用ということでございますが、これについての所要額を計上いたしております。

3 番目に、民生費でございます。

現在、町に介護サービス事業所の建設予定がございます。今後もこのような施設ができる可能性がございます。そこで、町が介護事業サービス全体を掌握するためにも、町が直轄で行っておりました地域包括センター事業を社会福祉協議会に委託し、また、社会福祉協議会が事業主となることにより、協議会が進めておられます他の福祉事業と絡めた、よりきめ細やかなサービスの提供が見込まれると考えております。このために要する諸経費、障害者自立支援に対する費用の増額分等を計上いたしました。

4 番目に、衛生費でございます。

母子保険事業や健康増進事業、各種検診事業、各種予防対策事業、塵芥処理事業及びし尿処理事業等は引き続き恒久的に行ってまいりますが、衛生費全体で見ますと、前年度と比べると 1,600 万円程度の減額となっております。これは各種予防事業において接種対象者が減少したことによるもの、また、し尿処理事業において、下水等事業の進捗により、し尿の処理量が減少したことによる経費の減が主なものでございます。

5 番目に、農林水産業費でございます。

県の補助事業を活用した、岡崎地区の農道整備に要する諸経費を計上いたしました。

6 番目に、商工費でございます。

昨年の途中より、産業建設課に嘱託職員 1 名を観光の振興と推進のために配置いたし

ておりますが、次年度も同様とし、観光産業の強化を図ってまいりたいと考えております。このために要する経費を計上いたしました。

7 番目に、土木費でございます。

道路橋梁の維持のための経費を一定増額いたしました。小泉苑地区の下水道事業が平成 24 年度で完了する見込みでございます。前年度に比べますと事業費が大幅に減少することに伴い、一般会計からの繰出金も減少いたします。

8 番目に、消防費でございます。

本年度は、女性消防の全国大会参加のための経費を計上いたしましたが、次年度はその分を削減させていただきました。

9 番目に、教育費でございます。

教育委員会事務局の内、教育総務、学校教育係を役場庁舎内に移転し、住民サービスの強化を図るとともに、総務課で管理をしておりましたカルチャーセンターを、生涯学習施設として有効利用するためにも、社会教育係がカルチャーセンターに常駐し、その業務をすることがより機能的であることから、実施に向けた最終の詰めを行っている段階です。このための経費。また文化的な資産の発掘・維持のため、文化財保護条例を制定し、文化財保護審議会を立ち上げてまいりたいと考えております。これに係る諸経費を計上いたしております。

10 番目に、災害復旧費でございますが、災害時に備えての予算措置でございます。

11 番目に、公債費でございますが、大きなピークを過ぎ、前年度に比べ 8 千万円程度の減少、歳出予算総額に対しまして 15.30%と幾分かの改善がされております。

12 番目に、諸支出金でございますが。

これは、財政調整基金、減債基金、公営住宅管理運営基金、消防賞じゅつ金基金、ふるさと基金の預金利息等による積立金でございます。

最後に予備費でございますが、歳出予算額の 0.32%程度、920 万 9 千円を計上いたしております。

以上が一般会計予算の概略でございます。

次に、特別会計予算についてでございますが。

国民健康保険特別会計に 8 億 7,400 万円の予算で、前年度比 5 千万円 6.06%の増でございます。住宅新築資金等貸付事業特別会計に 317 万 2 千円で、前年度比マイナス 47 万 8 千円 13.10%の減でございます。

下水道事業特別会計に 2 億 9,790 万円の予算で、前年度よりマイナス 7,900 万円 20.96%の減。

介護保険特別会計事業勘定分に 5 億 5,600 万円の予算で、前年度比 1,210 万円 2.22%の増。

介護サービス事業勘定分は、地域包括センター事業の委託により廃止をさせていただいております。最後に、後期高齢者医療特別会計に 7,730 万円の予算で、対前年度比 580 万円 8.11%の増となっております。

以上、それぞれの特別会計に予算計上いたしたところでございます。

御存知のように特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り、収支の均衡を図るよう努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、この定例会にはこの他に、介護施設開設に伴う事業者への補助金及び小学校校舎大規模改修に係る工事費など、一般会計をはじめとする平成23年度補正予算の案件 3 案件、教育委員・固定資産評価審査委員の任命に関する人事案件 2 案件、地域主権改革に係る権限委譲による整備を含めた条例策定・改正の案件 5 案件、公の施設の協議に関する案件など、平成 24 年度当初予算の案件と合わせて 19 の案件を提案させていただいております。

厳しい財政状況でかつ変化の激しい社会ではありますが、住民の皆様方誰もが、生活が快適で暮らせるように、安心・安全のまちづくりを目指し、創意工夫してまいる所存でございますので、議員各位の御審議、御可決、御承認を賜われますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、その都度各担当より説明をさせますので、御審議賜われますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての私の挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり、議事日程に従い、進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第 1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 105 条の規定により、
10 番 福井保夫 議員と、2 番 浅野 勉 議員を指名します。

議長（森田 瞳） 日程第 2：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より 16 日までの 11 日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から 16 日までの 11 日間とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第３ 議案第１号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

(中野総務課長 登壇)

総務課長（中野彰宏） おはようございます。よろしく願いたします。

それでは議案第1号、安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを御説明いたします。

まず 3 枚目を御覧ください。名簿を付けておりますが、教育委員会委員 5 名おられます。この 5 名のうち、中川克己委員が平成 23 年 9 月 30 日付けで中途辞職をされております。この後任といたしまして、新たに楮山素伸氏を任命いたしたく提案するものでございます。

楮山氏におかれましては、人格が高潔で、学術、文化等に関し深い識見を有しております。1 枚戻っていただいて、2 枚目を御覧ください。略歴を付けさせていただきます。■■■■■■■■■■大学を卒業されておりますが、■■■大學時代には、学校教育を専攻されておられまして、クラブではスキーの選手として活躍されるなど、スポーツマンでおられました。その後、■■■■■■■■■■に小学校教諭として教鞭をとられまして、■■■■■■■■■、校長として退職されるまで教育一筋に歩んでこられました。

また、■■■■■■■■■■では、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■を歴任されまして、卓越した手腕を発揮されておられます。よって、適任者として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、中川氏の残任期間であります平成 24 年 9 月 30 日まででございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第1号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年3月6日提出

安堵町長 西 本 安 博

記

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 楮山 素伸

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第1号は同意することに決定しました。

只今同意されました楮山素伸氏から、御挨拶したい旨の申し出がありますので、発言

を許したいと思います。

(楮山 氏 入場・登壇)

教育委員会委員（楮山素伸） 失礼いたします。

先ほど、教育委員として御承認をいただきました楮山でございます。

今後、安堵町の教育の推進に向けて、精一杯努力をしてまいります所存でございます。

各議員の皆様方におかれましては、どうぞよろしく御指導のほど、よろしくお願いいたしまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 日程第4 議案第2号：「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

(中野総務課長 登壇)

総務課長（中野彰宏） それでは、議案第2号、安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを御説明いたします。

3枚目を御覧ください。

名簿でございますが、固定資産評価審査委員会委員3名おられますけれども、このうち長谷川弘委員につきましては、本年3月29日をもって3年の任期満了を迎えられます。

1枚戻っていただきまして、2枚目を御覧ください。

略歴でございます。長谷川弘氏におかれましては、昭和■年■月■■■■に就職され、長年警察官として歩んでこられ、熱意、責任感、信望等を兼ね備えておられます。そして、平成21年3月より固定資産評価審査委員に就いていただき、その間研修等を受けてきておられます。引き続き固定資産評価審査委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第２号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

記

住所 ■■■■■■■■■■

氏名 長谷川 弘

■■■■■■■■■■でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 暲） これより議案第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者举手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第2号は同意することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第 5 議案第 3 号：「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

（中野総務課長 登壇）

総務課長（中野彰宏） それでは議案第 3 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

本改正につきましては、行政委員会委員の委員報酬は平成 8 年以降改正されておられません。委員報酬につきまして、平成 24 年 2 月 10 日、行政委員報酬検討会を開催いたしましたところでございます。内容といたしましては、教育委員、監査委員、農業委員、これら委員報酬につきましては、近隣町村及び類似団体における委員報酬額に比べまして、安堵町の報酬水準が極めて低いものであることから、身分上の制約、活動の制限が課されていることに配慮するため、また、優秀な人材を確保するため、検討会の方から行政委員等報酬額に係る提言を受けまして、一定の水準に引き上げるものでございます。

なお、その他の行政委員会委員報酬につきましては、他町村とも比較いたしまして、一定水準を確保しているところでございます。

新旧対照表を御覧ください。

別表中、左、区分 1、教育委員会におきまして、委員長、年額 12 万円を 18 万円に、また、委員 10 万 5,500 円を 15 万円に改正するもの。また、区分 2 におきまして、農業委員会におきまして、会長、年額 12 万円を 18 万円に、副会長、年額 11 万 2 千円を 15 万円に、委員 10 万 5,500 円を 12 万円に改正するもの。また、区分 7 におきまして、監査委員におきまして、識見を有する者から選任された委員、年額 11 万 2 千円を 18 万円に、議会議員から選任された委員、年額 9 万 9,200 円を 10 万円に改正するものでございます。その他といたしまして、文言整理でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 3 号：特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年安堵村条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 3 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

本文につきましては、先ほど御説明いたしましたので、割愛させていただきます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第3号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第4号：「安堵町税条例の一部を改正する条例について」
を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 喜多税務課長。

（喜多税務課長 登壇）

税務課長（喜多君美代） 税務課長の喜多でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第4号、安堵町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由としまして、東日本大震災の被災者の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図ることを目的として、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の見直し。東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として、個人町民税の均等割の標準税率の引上げを行うこととし、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法の改正が行われ、個人町民税、市町村たばこ税についても所要の措置が講じられました。

改正内容といたしましては、個人町民税において、東日本大震災に係る平成24年1月1日以降の災害関連支出についても、平成22年中において生じた損失の金額として、町民税に係る雑損控除の適用を可能とする特例措置を適用する。また、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人町民税の均等割額について、500円を加算し、年額3,500円とする。個人県民税も同様に500円加算され、奈良県では森林環境税と合わせて2千円とされました。また、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止となりました。

市町村たばこ税において、法人実効税率の引下げと、課税ベースの拡大措置に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものです。千本当たり4,618円が、千本当たり5,262円に。旧3級品につきましては千本当たり2,190円が2,495円とされました。

それでは、本文の朗読は省略させていただき、新旧対照表により改正された内容を説明させていただきます。

お手元の新旧対照表1ページを御覧ください。

1ページ、第4条第1項、地方税法において行政手続の適用除外条項の改正が行われたことに伴い、町条例においても同様の改正を行うものであります。施行日は平成25年1月1日です。

第95条、法人実効税率の引き下げと、課税ベースの拡大措置に伴う都道府県と、市町村の増減収を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものです。千本当たり4,618円が、千本当たり5,262円となります。施行日は平成25年4月1日です。

附則第9条、退職所得に係る個人住民税の10%を税額控除の廃止です。

退職所得は課税上のメリットが非常に大きな制度で、他の所得と分けて独自に課税される分離課税であります。退職所得の金額に税率を掛けて計算された税額から、その10%相当額が税額控除されておりましたが、今回、その税額控除が廃止されることになりました。施行日は平成25年1月1日となっております。

2 ページから 3 ページをお開きください。

附則第 10 条の 2、第 7 項、第 8 項。

地方税法施行規則、附則第 7 条第 6 項削除による項ずれのため、町税条例での引用箇所について改正するものであります。施行日は公布の日となっております。

3 ページ、附則第 16 条の 2、第 1 項。

法人実行率の引下げと課税ベースの拡大措置に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものであります。旧 3 級品につきまして、千本当たり 2,190 円が、千本当たり 2,495 円となります。施行日は平成 25 年 4 月 1 日となっております。

4 ページから 5 ページをお開きください。

附則第 22 条、第 1 項から第 5 項。

本条例の改正につきましては、昨年 6 月の第 2 回定例議会におきまして、先の東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、納税義務者の選択により、損害を受けた資産等の損失金額を前年に生じた損失金額として、平成 23 年度の個人住民税の雑損控除を適用することができる条例改正を行ったところではありますが、当該雑損控除の特例については、さらに平成 24 年 1 月 1 日以降に、被災住宅に係る取り壊しや、土砂の撤去等に係る費用、いわゆる災害関連支出がある場合には、申告書を提出する前日までの支出について、平成 22 年中において生じた損失の金額として取扱うことが可能となる特例を設けるものでございます。施行日は公布の日となっております。

6 ページをお開きください。

附則第 24 条、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づいて、平成 23 年度から平成 27 年度までの間に実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するために、個人町民税の均等割り額について、平成 26 年度から平成 35 年度の各年度において 500 円加算し、年税額 3,500 円とするものです。なお、個人県民税も同様に 500 円加算され、奈良県の場合は、森林環境税 500 円と合わせまして、県民税は 2 千円となっております。施行日は公布の日となっております。

それでは、始めのページをお開きください。

議案第 4 号を朗読させていただきます。

議案第 4 号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例（昭和 29 年安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 3 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第4号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第5号：「安堵町営住宅設置条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（大星義博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 大星人権同和対策課長。

（大星人権同和対策課長 登壇）

人権同和対策課長（大星義博） よろしく願いいたします。

議案第 5 号、安堵町営住宅設置条例の一部を改正する条例について

改正理由といたしまして、本条例の改正につきましては、第 1 次一括法、地域の実勢及び自立性を高めるための、改革の推進を図るための、関係法律の整備に関する法律、平成 23 年法律第 37 号、公営住宅法の一部改正に伴い、安堵町営住宅設置条例の一部を改正するものです。

改正内容といたしまして、文言整備及び整備基準の条文を追加し、一部改正を行うものであります。

詳細を新旧対照表により、御説明させていただきます。

新旧対照表 1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 2 項及び第 2 条につきましては、文言整備でございます。

第 3 条として、共同施設の整備基準を追加いたしました。なお、本条例の施行は公布の日からとさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 5 号：安堵町営住宅設置条例の一部を改正する条例について

安堵町営住宅設置条例（昭和 53 年安堵村条例第 12 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 3 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

本文につきましては割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 5 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 8 議案第 6 号：「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（大星義博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 大星人権同和対策課長。

(大星人権同和対策課長 登壇)

人権同和対策課長（大星義博） それでは、議案第 6 号、安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

改正理由といたしまして、本条例の改正につきましても、町営住宅設置条例同様、第 1 次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号））公営住宅法の一部改正に伴い、安堵町営住宅管理条例の一部を改正するものです。

改正内容につきまして、入居者の資格については公営住宅法の規定に伴い、条例に、同居親族要件（一定の障害者等の場合は除く。以下同じ。）を規定していたところ、公営住宅法の改正により、同居親族要件の規定が削除されましたが、町営住宅の入居者の資格要件について、引き続き従来と同様とするため、同居親族要件に係る規定を条例中に設け、併せて入居収入基準につき額を規定するものであります。

詳細を新旧対照表により、御説明いたします。

新旧対照表 1 ページをお願いいたします。

第 5 条については、第 1 次一括法により国から地方に軽減移譲された部分につきまして、例第 6 条第 1 項で定められていたものを、町営住宅管理条例の中に明文化いたしました。

3 ページをお願いいたします。

第5条第2号、アからウの本文については、収入基準額を明記させていただきました。

5 ページをお願いいたします。

第6条第2項につきましては、引用箇所替えてございます。

続きまして、第51条第1号。又は同居しようとする親族。以後、「」書きにつきましては、第5条第1号に定義付けしていますので削除させていただきました。

なお、本条例の施行は、公布の日からとさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第6号：安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

安堵町営住宅管理条例（平成9年安堵町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年3月6日提出

安堵町長 西 本 安 博

本文につきましては割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第6号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 9 議案第 7 号：「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） おはようございます。

健康福祉課、磯部です。よろしくお願いします。

それでは議案第 7 号、安堵町介護保険条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

提案理由といたしまして、介護保険制度は平成 12 年 4 月から施行され、3 年を 1 期として介護保険事業計画を策定し実施しております。今年度は第 4 期計画の最終年度のため、平成 24 年度から平成 26 年度までの、第 5 期介護保険事業計画を策定することになります。計画に先立ち、65 歳以上の高齢者へのアンケート調査を実施し、高齢者の生活実態や高齢者福祉に対する意識、介護サービスの利用に対する住民の意向等今後のニーズなどを把握いたしました。それを踏まえて介護保険事業実績及び介護保険事業対象者の推計。サービス利用の推計・サービス量の見込み・給付費の見込み等を全国統一の保険料推計のために厚生労働資産のワークシートに算入し、第 5 期介護事業計画、基幹保険料を算定することになります。当町では 3 年前の第 4 期計画におきましては、介護給付費準備基金を充当することで準備基準月額保険料を 4,300 円に据え置き、負担を軽くするよう抑えて運営努力を続けてまいりましたが、介護サービス給付費増の増加、調整交付金の交付割合増減率によりまして財源不足に陥り、奈良県から、財政安定化基金融資を受けざるを得なくなりました。その借入金は 1 人月額 174 円となり、第 5 期計画 3 年間で償還することになります。

また、第 1 号被保険者の保険料負担率の 20%から 21%への増加分。介護サービス給付費の伸びによる増加分。調整交付金の交付割合減率による収入減額等々が保険料の増額要因となってきております。

しかし、住民の皆様の御理解を得るためにと自助努力により、圧縮軽減に努めまして

保険料徴収率目標の引き上げ・所得段階区分を 7 段階から 9 段階へとする高額納税者への負担増による保険料の増額・滞納者への徴収による財政安定化基金借入額の軽減等により、保険料は基準月額 5,150 円に抑え、基準年額 6 万 1,800 円で設定させていただきました。第 5 期計画は、安堵町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に諮問し、承認する決定の答申をいただきました。また、文教厚生委員会におきましても、同計画の素案、介護保険料の改正に伴う条例の一部改正についてを御説明させていただきました。65 歳以上の被保険者の皆様には、応分の御負担をお願いすることになりますが、第 5 期計画で健全な制度となるよう、御理解と御協力を賜り、丁寧に御説明していきたいと思っております。これを踏まえて、所要の改正を行いたく、安堵町介護保険条例の一部を改正する条例についてを上程させていただくものであります。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

対照表の 1 ページをお願いいたします。

保険料額の改定及び保険料段階を細分化し、高額所得者の段階を新たに 2 段階新設し、7 段階から 9 段階に設定するための一部改正でございます。

改正案で御説明させていただきます。

下線部分につきまして、安堵町介護保険条例（保険料率）第 2 条は、第 4 期が平成 21 年度から 23 年度まででありましたが、第 5 期は、24 年度から 26 年度までとする改正であります。

次に同条第 1 項第 1 号から第 4 号までは、特別な基準による保険料の保険料率の算定に改正されたことにより、介護保険法施行令第 38 条を礼 9 条に改正し、また同項第 5 号から第 7 号までは介護保険法施行令第 39 条により明記される区分により、アとイに分けられました。第 1 号、老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税生活保護受給者は 3 万 900 円に。第 2 号、本人及び世帯全員が非課税で、所得金額プラス課税年金収入が 80 万円以下の者は 3 万 900 円に。第 3 号、本人及び世帯全員が非課税で、第 2 号以外の者は 4 万 6,300 円に。第 4 号は基準保険料に当たります。本人非課税で世帯の中に課税者がいて、合計所得額が 80 万円以上の者は 6 万 1,800 円に。第 5 号、本人課税で合計所得額が 190 万円未満の者は 7 万 7,200 円に。

続いて 2 ページをお願いいたします。

第 6 号、本人課税で合計所得額が 400 万円未満の者は 9 万 2,700 円に。第 7 号、本人課税で合計所得額が 800 万円未満の者は 10 万 8,100 円に。第 8 号、本人課税で合計所得額が 800 万円以上の者は 12 万 3,600 円となります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 7 号：安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例（平成 12 年安堵町条例第 22 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 3 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

安堵町介護保険条例の本文につきましては、新旧対照表で御説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。
よろしく御審議お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第7号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

議長（森田 瞳） よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第8号：「平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について」議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。

総合政策課の堀川です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号、平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,825万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,693万8千円といたします。

それでは補正予算書をお願いいたします。12ページの方をお願いいたします。歳出についてでございます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目3. 老人福祉費におきまして、第4期介護保険事業計画の中で、認知症高齢者グループホームの施設整備者への補助金として4,181万2千円の増額補正。

同項、目8. 介護保険事業費で、要介護者の多様なサービス利用の増加に伴う、介護給付費の過不足による給付費繰出金及び介護電算システムの改修に伴う事務費繰出金として540万4千円の増額。

同項、目9. 自立支援給付費で、障害者自立支援において、事業所の新体系移行に伴う費用及び件数の増、また、補装具支給件数の増による補助費として65万円の増額。

款9. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費におきまして、小学校大規模改修工事に伴う工事請負費といたしまして、8,019万9千円の増額補正。

款12. 諸支出金、項1. 基金費、目2. 減債基金費から目の4. 消防賞じゅつ金基金費につきましては、金利の上昇に伴う基金利子の積立金、それぞれ3万7千円、3万8千円、1万5千円、合計9万円の増額補正でございます。

続きまして13ページをお願いいたします。

同項、目5. ふるさと基金費で、当初10万円見込んでおりましたが、20万円の寄附があり、ふるさと基金への積立金といたしまして10万円を増額補正するものでございます。

次に9ページにお戻りいただきたいんですけども、よろしくお願いいたします。歳入についてでございます。

款9. 地方交付税、項1. 地方交付税、目1. 地方交付税で、当初、普通交付税の算定において、基準財政収入額を過小算定したため、1,312万3千円の減額補正でございます。

款13. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金で、障害者自立支援の2事業（介護給付事業、補装具費支給事業）に係る国庫負担分、32万5千円を増額させていただきます。

同款、項2. 国庫補助金、目3. 教育費国庫補助金で、小学校大規模改修に係る国庫負担分、2,300万円の増額補正。

款 14. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費負担金で、障害者自立支援 2 事業に係る県負担分 16 万 2 千円を増額させていただきます。

続きまして 10 ページをお願いいたします。

同款、項 2. 県補助金、目 2. 民生費補助金で、認知症高齢者グループホームの施設整備者への補助金に係る県補助金、これは 100%でございますが、4,181 万 2 千円を増額。

款 15. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 1. 基金運用収入で、各基金の積立金利子 9 万円の増額補正でございます。

款 16. 寄附金、項 1. 寄附金、目 2. ふるさと寄附金で、先ほど申しましたように、当初 10 万円見込んでおりましたものが 20 万円になりましたので、10 万円の増額をさせていただきますものでございます。

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金で、財源更正による 1 億 2,058 万 6 千円の増額補正でございます。

続きまして 11 ページをお願いいたします。

款 19. 町債、項 1. 町債、目 1. 臨時財政対策債で、普通交付税の算定と同様に過大算定による、4,010 万円の減額補正でございます。

同項、目 3. 教育債で、小学校大規模改修工事に係る起債のため、4,300 万円の増額補正でございます。

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金で、財源更正によるもので 4,759 万 7 千円の減額補正でございます。

続きまして 5 ページまでお戻りいただきたいんですけども、よろしく願いいたします。

繰越明許費でございます。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費において、介護基盤緊急整備事業といたしまして、4,181 万 2 千円を繰越させていただくものでございます。これは、先ほどから御説明させていただいているとおり、認知症高齢者グループホーム設置者への補助金でございます。

で、当初、完成予定が 7 月の予定であるため、繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、申し訳ございませんが、訂正の方をお願いいたします。

款 8. 土木費となっておりますが、土木費は款の 7 でございますので、訂正方をお願いいたします。

それでは続けさせていただきます。

款 7. 土木費、項 2. 道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業といたしまして、1,050 万円。これは、大和川右岸線の舗装補修工事を予定しておりましたが、交付決定が 1 月となったため、3 月までに工事完了が見込めないため、繰越をさせていただきます。

同款、項 3. 都市計画費において、下水道事業特別会計繰越金 700 万円。これは、小

泉苑地区の公共下水道事業が繰越しされることに伴いまして、町負担分を繰越すものでございます。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費において、小学校大規模改修事業 8,019 万 9 千円。

これは、国の第 3 次補正予算等の執行残の予算活用により、認められる見込みとなりましたために、また、実施時期が小学校の夏休みを利用して行うため、繰越させていただくものでございます。

同款、項 2. 小学校費において、小学校大規模改修事業 99 万 8 千円。これは、施行管理委託業務が工事に伴うものであるために、繰り越しをさせていただきます。

合計といたしまして、1 億 4,050 万 9 千円を繰越明許費とさせていただきます。

それでは、続いて 6 ページの方をお願いいたします。

第三表の地方債補正でございます。

地方債補正といたしまして、臨時財政対策債の 4,010 万円の減額に伴いまして、限度額を変更。また、小学校大規模改修工事に伴います、学校教育施設等整備事業債 4,300 万円の、新規の起債発行の限度額を設定しております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 8 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 3 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）

平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,825 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 8,693 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第三表 地方債」による。

平成 24 年 3 月 6 日提出

議長（森田 瞳） 総合政策課長。

事項別の方で詳しく説明していただいたので、それで結構です。

総合政策課長（堀川雅央） そうですか、すいません。

御審議のほど、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第8号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 只今より、11時20分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時10分

午前11時20分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第 1 1 議案第 9 号：「平成 2 3 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門上下水道課長。

（北門上下水道課長 登壇）

上下水道課長（北門康幸） 北門でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 9 号、平成 23 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について提案理由を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、小泉苑団地地区の下水道整備事業計画において、当初、年度内に工事完了を予定しておりましたが、昨年 3 月に発生しました東日本の大震災により資材が入手困難となり、年度内の完了ができなくなりましたので、今回、下水道事業費 4,500 万円を翌年度へ繰り越しでございます。早期完了を図るため、鋭意努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 9 号を朗読させていただきます。

議案第 9 号：平成 2 3 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 3 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

予算書の 1 ページ御覧ください。

議案第 9 号：平成 2 3 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）

平成 2 3 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第一表 繰越明許費」による。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

次のページ御覧ください。

第一表 繰越明許費

款 1. 下水道事業費、項 2. 下水道建築費

事業名 公共下水道事業、金額 4,500 万円、合計 4,500 万円でございます。
以上です。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 9 号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 12 議案第 10 号：「平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 5 号）について」議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。

それでは、議案第10号、平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第5号）についてを説明させていただきます。

内容といたしまして、歳入歳出それぞれ2,126万円の増額補正でございます。

議案書の8から9ページをお開きください。

歳出でございますが。

1つ目は、款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費で、介護保険制度の改正に伴う介護電算システム改修費630万円の増額補正であります。

この財源といたしまして、すいません、6ページの歳入の上から二つ目の表でございます。款4. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 介護保険事業補助金、276万3千円と、7ページ、款9. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目4. その他繰入金、353万7千円でございます。

2つ目は8ページに戻っていただいて、歳出の二つ目以降になりますが、要介護認定者・要支援認定者の各介護サービスの利用見込み状況が当初と異なりまして、諸費用に過不足が生じるための補正でございます。

款2. 保険給付費、項1. 介護サービス等諸費、目1. 居宅介護サービス給付費で、2,210万円の増額。

目3. 地域密着型介護サービス給付費で、280万円の減額。

目5. 施設介護サービス給付費で、720万円の減額。

目8. 居宅介護住宅改修費で、54万円の増額。

目9. 居宅介護サービス計画給付費で、39万円の増額。

及び、項2. 介護予防サービス等諸費、目1. 介護予防サービス給付費で、180万円の減額。

9ページ、目6. 介護予防住宅改修費で、18万円の増額。

及び、項4. 高額介護サービス等費、目1. 高額介護サービス費で、271万円の増額。

及び、項5. 特定入所者介護サービス等費、目1. 特定入所者介護サービス費で、84万円の増額。

以上、歳出の補正額、合計で1,496万円でございます。

これに係る財源補正が、6から7ページお願いいたします。

保険給付費について、介護保険法で負担割合が定められております。

6ページ、款4. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費負担金、335万2千円の増額。

款5. 支払基金交付金、項1. 支払基金交付金、目1. 介護給付費交付金、448万8

千円の増額。

款 6. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 介護給付費負担金、150 万 7 千円の増額。

7 ページ、款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 介護給付費繰入金、186 万 7 千円の増額となります。

また、第 4 期計画における調整交付金、保険料につきましては、当初予算より収入減になることが見込まれるため、項 2. 基金繰入金、目 1. 介護給付費準備基金繰入金の介護給付費準備基金 374 万 6 千円を取り崩して財源に充てております。

歳入の補正額、合計で 1,496 万円でございます。

以上、歳入歳出それぞれ 2,126 万円の増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 10 号：平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 5 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 5 号）を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 3 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

続きまして、1 ページお願いいたします。

議案第 10 号：平成 23 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 5 号）（保険事業勘定）

平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,126 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,833 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 3 月 6 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございました。

健康福祉課長（磯部あさみ） よろしいですか。

それでは、よろしく御審議、御承認お願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 10 号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） 次の

日程第 13 議案第 11 号：平成 24 年度安堵町一般会計予算について

日程第 14 議案第 12 号：平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

日程第 15 議案第 13 号：平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に
ついて

日程第 16 議案第 14 号：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計予算について

日程第 17 議案第 15 号：平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
について

日程第 18 議案第 16 号：平成 24 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 19 議案第 17 号：平成 24 年度安堵町水道事業会計予算について

以上、一般会計予算・各特別会計予算及び水道事業会計予算の 7 議案を一括議題とし
ます。

只今議題としました 7 議案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） 失礼します。

それでは、議案第 11 号から第 17 号を一括で御説明させていただきます。

平成 24 年安堵町一般会計予算並びに特別会計予算及び水道事業会計予算について、説明させていただきます。

国においては、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された、新成長戦略に定められた取組を加速、強化するため、日本再生に向けて、「危機をチャンス」をスローガンに日本再生に向けて、並びに、経済成長と財政健全化の両立を基本的な考えとして、平成 24 年度予算方針を、平成 23 年 12 月 16 日に閣議決定され、この方針をもとに編成された 24 年度予算案は、平成 24 年 3 月 8 日以降に衆議院を通過。参議院では野党が主導権を握っており、年度内成立が絶望的な情勢となっているようでございます。

地方においても、地域主権改革による権限委譲への取組。また、地域活性化、雇用、子育て施策等の継続的な取組。社会保障関係の関係費の自然増。公債費の高水準化に対応しつつ、経費全般について徹底した節減合理化に引き続き努め、行財政運営の効率性、透明性を高めるよう求められており、当町においても、この厳しい状況を踏まえてではありますが、先に行いましたタウンミーティングでの安堵町の将来展望を見据えた、御意見、御要望を積極的に取り入れ、平成 24 年度予算編成を行ったところでございます。

議案第 11 号、一般会計予算でございますが、歳入につきましては、国の方針の下で地方交付税においては、前年度と同様、同額。国庫県支出金におきましては、前年度より 2,051 万 1 千円の減額。対前年度比 5.86%の減となっており、町税におきましても、経済対策による回復傾向が期待され、町民税個人分については増額となるものの固定資産税で、今年度は評価替えの年であるため、対前年度比 1.03%の減となっております。不足分におきましては、臨時財政対策債及び繰越金の活用により、予算の確保に努めたところでございます。

歳出につきましては、法の改正に基づく経費は優先的に計上し、経常的経費については、節減合理化に努めながらも、行財政運営について、効率性かつ透明性を高め、住民サービスの質の向上に努めるよう予算編成を行ったところでございます。

高齢者や子ども達が動きやすいコミュニティバスのための費用。長期的な観点からランニングコストを抑えるため、基幹電算業務をクラウド化するための費用。子宮頸がん等ワクチン接種、公費負担による費用。安全・安心で快適な道路空間の確保のため、道

路補修及び橋梁補修費などを計上しております。

一般会計の総額は 28 億 4 千万円で、前年度に比べ 9 千万円の減額。前年度対比 3.07%の減となっております。

それでは、予算書 1 ページを御覧ください。

標題及び総額の第 1 条第 1 項のみを朗読させていただきますので、御了承願います。

議案第 11 号：平成 24 年度安堵町一般会計予算

平成 24 年度安堵町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28 億 4 千万円と定める。

次に特別会計でございます。

予算書 83 ページをお願いいたします。

議案第 12 号の平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計予算の総額は、8 億 7,400 万円で、保険給付費等の増で、前年度に比べ 5 千万円の増額。前年度対比 6.07%の増でございます。

それでは一般会計同様、標題及び総額の第 1 条第 1 項のみを朗読させていただきます。

議案第 12 号：平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計予算

平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 7,400 万円と定める。

次に 103 ページをお願いいたします。

議案第 13 号：平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の総額は 317 万 2 千円で、繰上償還に伴う公債費が減となったため、前年度対比 13.10%の減となっております。

それでは先ほどと同様、議案書を朗読させていただきます。

議案第 13 号：平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 317 万 2 千円と定める。

続きまして 111 ページをお願いいたします。

議案第 14 号の平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計予算の総額は、2 億 9,790 万円

で、事業費の減額で前年度に比べ、7,900 万円の減額。前年度対比 20.96%の減となっております。

それでは先ほどと同様、議案書を朗読させていただきます。

議案第 14 号：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計予算

平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 9,790 万円と定める。

続きまして 127 ページをお願いいたします。

議案第 15 号の平成 24 年度安堵町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）の総額は、5 億 5,600 万円で、保険給付費、公債費の増で前年度に比べ 1,210 万円の増額。前年度対比 2.22%の増となっております。

それでは先ほどと同様、議案書を朗読させていただきます。

議案第 15 号：平成 24 年度安堵町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 5,600 万円と定める。

続きまして 153 ページをお願いいたします。

議案第 16 号の平成 24 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、7,730 万円で、後期高齢者医療等、広域連合納付金等の増で前年度に比べ 580 万円の増額。前年度対比 8.11%の増となっております。

それでは先ほどと同様に、議案書を朗読させていただきます。

議案第 16 号：平成 24 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

平成 24 年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,730 万円と定める。

最後に議案第 17 号、別冊子でございます。

水道事業会計予算でございます。

1 ページをお願いいたします。

支出ベースで、第 3 条中の第 1 款、水道事業費用 1 億 6,780 万円。

続きまして次の 2 ページをお願いいたします。

第4条中の第1款、資本的支出 8,160 万円を合計いたしました総額は、2 億 4,940 万円で、事業料の減で対前年度比 1.08%の減となっております。

水道事業会計を除く一般会計及び特別会計を併せました予算総額は、46 億 4,837 万 2 千円で、前年度対比 2.28%の減でございます。

以上、平成 24 年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより議案第 11 号から第 17 号までの 7 議案について、総括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 総括質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） お諮りします。

議案第 11 号：「平成 24 年度安堵町一般会計予算について」は、議長を除く 9 名の委員で構成する「一般会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、議長を除く 9 名の委員で構成する「一般会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（森田 瞳） 続いて、議案第 12 号から議案第 17 号までの特別会計と水道事業会計予算の 6 議案については、議長を除く 9 名の委員で構成する「特別会計等予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議案第 12 号から第 17 号までの 6 議案は、議長を除く 9 名の委員で構成する

「特別会計等予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（森田 瞳） 只今 11 時 48 分です。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

午前 11 時 48 分

午前 11 時 51 分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

先程の一般会計予算審査特別委員会及び特別会計等予算審査特別委員会における正副委員長の互選結果について申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会

委員長 中本幸一 議員、

同じく副委員長 浅野 勉 議員です。

特別会計等予算審査特別委員会

委員長 植田英和 議員、

同じく副委員長 島田正芳 議員です。

議長（森田 瞳） 以上、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第 20 議案第 18 号：「本町公共下水道施設を大和郡山市住民の使用に供することについて」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門上下水道課長。

（北門上下水道課長 登壇）

上下水道課長（北門康幸） それでは議案第 18 号、本町公共下水道施設を大和郡山市住民の使用に供することについての提案理由を御説明させていただきます。

まず議案書の図面の 2 ページを御覧ください。

赤色着色部分の大和郡山市行政区域の安堵町に隣接する大和郡山市椎木地区の公共下水道使用について、当町が整備を行ったこの図面で言いますと、青線ラインが安堵町の施工した下水の管でございます。その先線が公共下水道に接続予定でございます。

大和郡山市椎木地区は安堵町の公共下水道施設を使用しないと公共下水道を使用することができないため、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、大和郡山市より協議がなされ、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは議案第 18 号を朗読させていただきます。

議案第 18 号：本町公共下水道施設を大和郡山市住民の使用に供することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定により、大和郡山市から下記協定条件のとおり、本町公共下水道施設を大和郡山市住民の使用に供することについて協議がなされたので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

1. 大和郡山市住民の使用に供する下水道施設の敷設位置

生駒郡安堵町東安堵 42 番 8 地先

2. 流入区域 大和郡山市椎木町 81 番地先から 83 番 2 地先まで

3. 流域区域の見取り図

別紙のとおり

4. 使用条件

本町公共下水道施設の維持管理等に要する経費の負担については、その都度協議する。

平成 24 年 3 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） なお、この議案第18号に関します協定書でございますけども。

皆さん方のお手元に今お配りさせていただいた協定書の案どおりでございます。お含
みいただいて承認していただくようお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第18号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第21 報告第1号：「平成24年度安堵町土地開発公社予算の報告
について」議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 産業建設課の古川です。よろしくお願いします。

報告第 1 号、平成 24 年度安堵町土地開発公社予算の報告について報告させていただきます。

まず事業計画書 1 ページをお開きください。

公有地の売却事業でございますが、24 年度はございません。

続きまして 2 ページを御覧ください。

公有地の取得事業でございますが、24 年度はございません。

続きまして 3 ページを御覧ください。

平成 24 年度土地開発公社の収支予算書でございます。

この中で第 2 条にあります収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が 4 千円。これは公社設立基金 500 万円の受取利息でございます。収益的支出が 0 で、これは公共用地取得事業原価でございます。

続きまして第 3 条の資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入が 74 万円。これは平成 24 年度利子補給金です。資本的支出 75 万 3 千円。これは公有地取得事業費の委託料 1 万 3 千円と、事業外費用の支払利息 74 万円でございます。

第 2 条、第 3 条の事項別明細書につきましては、それぞれ 5 ページから 10 ページに記載しております。なお、予算損益計算書と予算貸借対照表の説明につきましては、先ほどの説明と重複する部分が多々ありますので、省略させていただきます。

以上、平成 24 年度安堵町土地開発公社予算の報告について説明させていただきます。

それでは報告第 1 号、平成 24 年度安堵町土地開発公社予算の報告について朗読いたします。

報告第 1 号：平成 24 年度土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 3 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上、報告いたします。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 本件につきましては、

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による議会への報告でございますので、御了承願います。

議長（森田 瞳） 日程第 22 「平成 23 年度定期監査報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

監査委員（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議会選出監査委員。

（松田監査委員 登壇）

監査委員（松田和代） 議会選出監査委員の松田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、桑原代表監査委員と共に実施いたしました定期監査の結果を報告いたします。

お手元に定期監査の結果報告書を配付いたしておりますので、それに従い報告いたします。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 23 年度定期監査を、平成 23 年 11 月 10 日、11 日及び 14 日の 3 日間実施いたしました。

監査の対象としたのは、平成 23 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間における、平成 23 年度予算についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理でございます。

監査の方法は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 23 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、同法第 2 条第 14 項及び第 15 項に則り、適正かつ効率的、合理的に行われているか。

具体的には、事前に提出させた定期監査調書に基づき、補助職員と分担して予備調査を行い事務事業全体の内容を把握し、監査当日は部署ごとに所掌する事業で執行に当たり工夫したところ、課題となっているところについて担当課長等から聴取するとともに、予め選択、抜粋した 2 から 3 の事業について資料により説明を受け、行政監査的要素を加味して実施いたしました。特に財産の管理、団体運営補助金等の執行、契約等に伴う事務処理、出張に伴う手続きについて重点項目といたしました。

なお、事務事業を選択抜粋し監査いたしました関係部署は、総合政策課、総務課、住民課、産業建設課、教育委員会及び上下水道課であります。

監査結果ですが、事務事業の執行に係る会計経理事務処理につきましては、関係書類及び諸帳簿等を精査した結果、概ね適正に処理されていたと認められました。

その一方、繰越事業や他の一般事業につきまして、事業計画に基づき予算措置されながら、下半期になってから執行されるものが多数見受けられました。

特に前年度から繰越事業とした施設の雨漏り修繕工事につきましては、遅滞すべき具体的な理由がないまま、9月末日においても工事着手に至っていないものがありました。

雨漏りは放置すれば建物被害が増大するとともに、修繕経費が嵩む事態にもなり得ます。事業の執行に当たっては事業計画に基づき、早期に着手するよう努めるべきであります。

次に、個別案件に関する意見を述べます。

財産管理について

町財産規定に基づく公有財産台帳及び備品台帳の整備については、平成 23 年度末に完了する予定であるが、その整備に併せ、町有財産の所在を示した地図を作成できれば、今後、それを基に中長期的視野に立ったまちづくりに活用できるものとなるのではないかと。

また、平成 22 年度の定期監査において、権利関係が曖昧なまま長年放置されていた土地については、境界確定や所有権保存登記などについて関係者と協議し、着実に措置されるよう意見を述べたところであるが、現在、関係者と立会の準備段階でもあることから、今後も引き続き着実に所有権等が確定されるよう努められたい。

なお、旧役場庁舎跡地の利用については、安堵町の観光文化の中心的施設となる富本憲吉記念館と連携した活用策も検討されたい。

団体運営補助金について

安堵町商工会補助金及び区長会活動助成金の補助金交付要綱については、平成 23 年度末に整備を完了することが確認できた。

また、産業フェスティバル補助金など高額なものや、複雑にして重要度の高い補助金については、早急に補助金交付要綱を整備されたい。

契約等に伴う事務処理について

国庫補助事業等の契約等に伴う事務処理で、一連書類の一部に決済日の記入漏れがあった。これは当然、会計検査院による会計検査の対象となるものである。事務手続きについては細心の注意を払い、遺漏のないよう書類整備を努められたい。

また、随意契約に伴う事務処理において、一部の事務手続き書類の中で、複数業者から徴した見積書の提出日が不揃いで、最終日付に提出した業者が決定業者となっていた。これは業者の決定にあらぬ疑惑を招く恐れがある。今後、複数業者へ見積書の提出を依頼する場合は、見積書の提出日を統一することが望ましいのではないかと。

出張に伴う手続きについて

出張に伴う出張伺簿、出張命令簿等の手続については、全課において概ね適正に処理

されていた。しかし、一部に決裁漏れや前年度の原簿を廃棄処分していた課があった。
公文書の保存にあたっては、安堵町処務規定第 23 条に基づいた文書保存の手続きにより適切に処置されたい。

以上でございます。

これで定期監査報告を終わります。

議長（森田 瞳） 大変、お疲れでした。

本件につきましては、地方自治法第 199 条第 9 項の規定による議会への報告でございます。

議長（森田 瞳） お手元に配付しております会期日程を御覧下さい。

議長（森田 瞳） 一般会計予算審査特別委員会は、7 日、水曜日。

特別会計等予算審査特別委員会は、8 日、木曜日。

議会運営委員会は、12 日、月曜日。

いずれも午前 10 時からです。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてですが、9 日、金曜日の午後 5 時までとし、締め切りさせていただきます。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は 16 日 金曜日の午前 10 時からですので、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れでした。

散 会

午後 0 時 08 分